

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

電波法	第38条の6第2項 第38条の24第3項において準用する同法第38条の6第2項 第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項 第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第2項	の規定により、下記のとおり報告します。
-----	--	---------------------

記

1 特定無線設備の技術基準適合証明

[illegible]

2 特定無線設備の工事設計認証

[illegible]

注1 第17条第4項ただし書に該当する場合は、レ印を入れ、同項第9号から第11号までに掲げる事項を記載又は添付すること。

2 報告は、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、技術基準適合証明又は工事設計認証したものについてそれぞれ期間経過後2週間以内に報告すること。

3 不要の文字は、抹消すること。

4 全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

5 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。